

尾張旭市監査公表第24号

令和4年11月28日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結果報告について、令和4年12月5日付け4文第141号で教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

教育委員会文化スポーツ課

監査の指摘事項	措置状況
<p>どうだん亭春の一般公開駐車場整理業務において、施行（見積徴収）伺いが作成されていない。随意契約事務の手順では、業務に係る予定額が10万円を超えるものについては、施行（見積徴収）伺いの作成が必要とされている。</p> <p>また、請書（案）において、契約の相手方の欄が記載されていない。平成27年11月26日付け契約検査課長通知「契約書（案）における契約の相手方の記載について」にあるように、当該請書（案）については、契約の相手方を特定させる必要があることから、相手方の所在地、名称及び代表者名を記載する必要がある。</p>	<p>指摘事項につきましては、今後は適正に事務を行うよう改めます。</p>
<p>どうだん亭春の一般公開交通誘導警備業務において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。</p>	<p>指摘事項につきましては、随意契約の内容公表を行いました。</p> <p>今後は適正に事務を行うよう改めます。</p>